派遣先均等・均衡方式 要領第6の4

福井労働局需給調整事業室

労働者派遣イメージフロー

派遣労働者

派遣登録
派遣の仕事をしたい

★ 参考例1
マージン率などの情報について
要領第4の4

派遣依頼
労働者を派遣してほしい

派遣先

派遣元

登録者

スキルアップ

派遣労働者の待遇の検討・決定 要領第6の4

★ 参考例3
比較対象労働者の待遇等に関する情報提供 要領第5の2(3)

派遣料金の交渉
要領第5の2(4)

★ 参考例4
待遇に関する事項等の説明
要領第6の10

★ 参考例5
派遣可能期間の制限に抵触する日の通知 要領第5の2(2)

※無期雇用・60歳以上等
期間制限の例外の場合は除く

★ 参考例6
派遣契約の締結 要領第5の2

コーディネート

派遣労働者であることの明示(同意) 要領第6の11

★ 参考例7
雇入れ時の待遇情報の明示・説明 要領第6の10(2)

雇用契約の締結(労働条件の明示)

★ 参考例8
就業条件の明示 要領第6の13
派遣料金の明示 要領第6の14
★ 参考例9
派遣時の待遇情報の明示・説明 要領第6の10(3)

★ 参考例10
派遣先通知 要領第6の15

★ 参考例11
離職後1年以内の旨の通知
要領第7の11

※該当者の場合のみ
(60歳以上の定年退職者を除く)

派遣就業の開始

★ 参考例12
派遣元管理台帳の作成
要領第6の20

★ 参考例13
派遣先管理台帳の作成
要領第7の13

派遣労働者

派遣労働者の求めに応じて
比較対象労働者との待遇の相違等の説明 要領第6の10(4)

★ 参考例14
就業状況の報告
要領第7の13(4)

派遣元

派遣先

雇用安定措置
キャリアアップ措置

直接雇用の依頼
(派遣労働者が希望する場合)

募集情報の提供

抵触日

※ 要領第●の●は、労働者派遣事業について厚生労働省が示している「労働者派遣事業関係業務取扱要領」の説明箇所です。なお、当該要領については、厚生労働省のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

R0410

労使協定方式 要領第6の5

福井労働局需給調整事業室

労働者派遣イメージフロー

★ 参考例2
派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定　要領第6の5

★ 参考例1
マージン率などの情報について
要領第4の4

派遣登録
派遣の仕事をしたい

派遣依頼
労働者を派遣してほしい

派遣労働者 → 派遣元 ← 派遣先

スキルアップ

登録者

★ 参考例3
教育訓練と福利厚生施設の情報提供　要要領第5の2(3)

★ 参考例4
待遇に関する事項等の説明
要領第6の10

派遣料金の交渉
要領第5の2(4)

★ 参考例5
派遣可能期間の制限に抵触する日の通知　要領第5の2(2)

※無期雇用・60歳以上等
期間制限の例外の場合は除く

★ 参考例6
派遣契約の締結　要領第5の2

コーディネート

派遣労働者であることの明示（同意）　要領第6の11

★ 参考例7
雇入れ時の待遇情報の明示・説明　要領第6の10(2)

雇用契約の締結（労働条件の明示）

★ 参考例8
就業条件の明示　要領第6の13
派遣料金の明示　要領第6の14

★ 参考例9
派遣時の待遇情報の明示・説明　要領第6の10(3)

★ 参考例10
派遣先通知　要領第6の15

★ 参考例11
離職後1年以内の旨の通知
要領第7の11

※該当者の場合のみ
（60歳以上の定年退職者を除く）

派　遣　就　業　の　開　始

★ 参考例12
派遣元管理台帳の作成
要領第6の20

★ 参考例13
派遣先管理台帳の作成
要領第7の13

派遣労働者

派遣労働者の求めに応じて
労使協定の内容を決定するに当たって考慮した事項等の説明　要領第6の10(4)

派遣元

★ 参考例14
就業状況の報告
要領第7の13(4)

派遣先

雇用安定措置
キャリアアップ措置

直接雇用の依頼
（派遣労働者が希望する場合）

募集情報の提供

抵　触　日

※ 要領第●の●は、労働者派遣事業について厚生労働省が示している「労働者派遣事業関係業務取扱要領」の説明箇所です。なお、当該要領については、厚生労働省のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

R0410